

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成21年6月修正）	改正案	改正理由				
4	<p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県</p> <table border="1" data-bbox="190 406 1014 486"> <tr> <td data-bbox="190 406 365 486">県</td> <td data-bbox="365 406 1014 486">(14) <u>危険物施設の</u>保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</td> </tr> </table>	県	(14) <u>危険物施設の</u> 保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。	<p>第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県</p> <table border="1" data-bbox="1055 406 1881 486"> <tr> <td data-bbox="1055 406 1229 486">県</td> <td data-bbox="1229 406 1881 486">(14) <u>危険物等施設</u>の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</td> </tr> </table>	県	(14) <u>危険物等施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。	用語の整理
県	(14) <u>危険物施設の</u> 保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。						
県	(14) <u>危険物等施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。						
6	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="190 563 1014 722"> <tr> <td data-bbox="190 563 365 722">東海農政局</td> <td data-bbox="365 563 1014 722">(10) <u>米穀・乾パン等</u>応急食料を調達・供給する。 (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u></td> </tr> </table>	東海農政局	(10) <u>米穀・乾パン等</u> 応急食料を調達・供給する。 (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1055 563 1881 722"> <tr> <td data-bbox="1055 563 1229 722">東海農政局</td> <td data-bbox="1229 563 1881 722">(10) <u>米穀の</u>応急食料を調達・供給する。 (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></td> </tr> </table>	東海農政局	(10) <u>米穀の</u> 応急食料を調達・供給する。 (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u>	乾パン備蓄の廃止 東海農政局防災業務計画との整合
東海農政局	(10) <u>米穀・乾パン等</u> 応急食料を調達・供給する。 (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u>						
東海農政局	(10) <u>米穀の</u> 応急食料を調達・供給する。 (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u>						
8	<table border="1" data-bbox="190 802 1014 882"> <tr> <td data-bbox="190 802 365 882">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="365 802 1014 882">(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。</td> </tr> </table>	名古屋地方気象台	(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。	<table border="1" data-bbox="1055 802 1881 882"> <tr> <td data-bbox="1055 802 1229 882">名古屋地方気象台</td> <td data-bbox="1229 802 1881 882">(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。<u>(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u></td> </tr> </table>	名古屋地方気象台	(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。 <u>(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>	施策の変更
名古屋地方気象台	(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。						
名古屋地方気象台	(2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する。 <u>(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u>						
9	<table border="1" data-bbox="190 962 1014 1078"> <tr> <td data-bbox="190 962 365 1078">中部地方整備局</td> <td data-bbox="365 962 1014 1078">(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、<u>八田川</u>、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、 <u>八田川</u> 、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。	<table border="1" data-bbox="1055 962 1881 1078"> <tr> <td data-bbox="1055 962 1229 1078">中部地方整備局</td> <td data-bbox="1229 962 1881 1078">(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、<u>(矢田川を含む)</u>、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</td> </tr> </table>	中部地方整備局	(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、 <u>(矢田川を含む)</u> 、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。	用語の整理
中部地方整備局	(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、 <u>八田川</u> 、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。						
中部地方整備局	(1) 災害予防 ウ 木曾川、長良川、庄内川、 <u>(矢田川を含む)</u> 、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
15	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、県民、事業者、自主防災組織等とが一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。</p>	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、「新しい公」という考え方を踏まえ、県民、事業者、自主防災組織等と一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、<u>あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。</u></p>	対応の明確化						
21	<p>第 2 章 水害予防対策 ■ 基本方針 (略) ○ 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて<u>国土の保全に資する。</u></p>	<p>第 2 章 水害予防対策 ■ 基本方針 (略) ○ 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて<u>県土の保全を図る。</u></p>	表現の整理						
29	<p>第 3 章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 1029 1025 1185"> <tr> <td data-bbox="190 1029 421 1185">第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策</td> <td data-bbox="421 1029 582 1185">県、市町村</td> <td data-bbox="582 1029 1025 1185">1(2) 危険物施設管理者、<u>保安監督者</u>に対する保安指導の強化</td> </tr> </table>	第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	県、市町村	1(2) 危険物施設管理者、 <u>保安監督者</u> に対する保安指導の強化	<p>第 3 章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 1029 1890 1185"> <tr> <td data-bbox="1055 1029 1285 1185">第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策</td> <td data-bbox="1285 1029 1447 1185">県、市町村</td> <td data-bbox="1447 1029 1890 1185">1(2) 危険物施設管理者、<u>保安監督者等</u>に対する保安指導の強化</td> </tr> </table>	第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	県、市町村	1(2) 危険物施設管理者、 <u>保安監督者等</u> に対する保安指導の強化	用語の整理
第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	県、市町村	1(2) 危険物施設管理者、 <u>保安監督者</u> に対する保安指導の強化							
第 6 節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	県、市町村	1(2) 危険物施設管理者、 <u>保安監督者等</u> に対する保安指導の強化							
30	<p>第 1 節 海上災害対策 2 県（農林水産部、防災局）における措置</p>	<p>第 1 節 海上災害対策 2 県（農林水産部、<u>建設部</u>、防災局）における措置</p>	記載もれ						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
35	<p>第 6 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</p> <p>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 危険物施設管理者、<u>保安監督者</u>に対する保安指導の強化</p> <p>県及び市町村は、危険物施設管理者、<u>保安監督者</u>に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。</p>	<p>第 6 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</p> <p>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 危険物施設管理者、<u>保安監督者等</u>に対する保安指導の強化</p> <p>県及び市町村は、危険物施設管理者、<u>保安監督者等</u>に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。</p>	用語の整理						
36	<p>第 7 節 高圧ガス保安対策</p> <p>4 関連調整事項</p> <p>防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を<u>徹底的に</u>実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。</p>	<p>第 7 節 高圧ガス保安対策</p> <p>4 関連調整事項</p> <p>防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。</p>	表現の整理						
37	<p>第 9 節 林野火災対策</p> <p>1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置</p> <p>(2) 林野パトロール</p> <p>林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全推進員を設置する。</p> <p>特に林野火災の多発時期には<u>パトロールを強化するとともに指導啓発をあわせて行う。</u></p> <p>(7) 関係職員の研修指導</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第 9 節 林野火災対策</p> <p>1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置</p> <p>(2) 林野パトロール等</p> <p>林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に<u>努める。</u></p> <p>特に林野火災の多発時期には<u>パトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	対策の整理						
41	<p>第 4 章 建築物等の安全化</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 1225 1014 1382"> <tr> <td data-bbox="190 1225 365 1382">第 3 節 防災建造物 整備対策</td> <td data-bbox="365 1225 472 1382">県、 市町村</td> <td data-bbox="472 1225 1014 1382"> <p>3(1) 防災拠点施設の屋上の番号標示</p> <p>3(2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p> </td> </tr> </table>	第 3 節 防災建造物 整備対策	県、 市町村	<p>3(1) 防災拠点施設の屋上の番号標示</p> <p>3(2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p>	<p>第 4 章 建築物等の安全化</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 1225 1881 1382"> <tr> <td data-bbox="1055 1225 1229 1382">第 3 節 防災建造物 整備対策</td> <td data-bbox="1229 1225 1337 1382">県、 市町村</td> <td data-bbox="1337 1225 1881 1382"> <p><u>(削除)</u></p> <p>3(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p> </td> </tr> </table>	第 3 節 防災建造物 整備対策	県、 市町村	<p><u>(削除)</u></p> <p>3(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p>	本文との整合
第 3 節 防災建造物 整備対策	県、 市町村	<p>3(1) 防災拠点施設の屋上の番号標示</p> <p>3(2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p>							
第 3 節 防災建造物 整備対策	県、 市町村	<p><u>(削除)</u></p> <p>3(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保</p> <p>3(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保</p>							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
49	<p>第 5 章 都市の防災化</p> <p>第 2 節 防災街区等整備対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、<u>居住の用に供する建築物の建替又は新築を原則として禁止し、人命及び財産に対する被害を防ぐ。</u></p>	<p>第 5 章 都市の防災化</p> <p>第 2 節 防災街区等整備対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、<u>居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</u></p>	対応の整理
51	<p>第 5 節 都市排水対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 都市下水路事業</p> <p><u>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</u></p> <p>(2) 公共下水道事業</p> <p><u>生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</u></p>	<p>第 5 節 都市排水対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p><u>生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</u></p> <p>(2) 都市下水路事業</p> <p><u>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</u></p>	下水道法との整合

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
60	<p>3 関連調整事項</p> <p>(2) <u>現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。</u></p> <p>(3) <u>地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。</u></p> <p>第 8 章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 678 1025 833"> <tr> <td>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>県警察</td> <td>3 防災用特殊車両等の整備</td> </tr> </table>	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県警察	3 防災用特殊車両等の整備	<p>2 関連調整事項</p> <p>(2) <u>地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水揚水の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。</u></p> <p>(3) <u>現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。</u></p> <p>第 8 章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 678 1890 833"> <tr> <td>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td>県警察</td> <td>3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u></td> </tr> </table>	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県警察	3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u>	<p>対応の整理</p> <p>用語の整理</p>
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県警察	3 防災用特殊車両等の整備							
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県警察	3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u>							
61	<p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、<u>今後、市役所及び町村役場等の屋上についても</u>、同様の整備に努める。</p>	<p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、<u>市町村は、市役所及び町村役場等の屋上について</u>、同様の整備に努める。</p>	<p>実施主体の明記</p>						
77	<p>第 12 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 1264 1025 1385"> <tr> <td>防災に関する調査研究の推進</td> <td>市町村</td> <td>2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</td> </tr> </table>	防災に関する調査研究の推進	市町村	2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備	<p>第 12 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 1264 1890 1385"> <tr> <td>防災に関する調査研究の推進</td> <td>市町村</td> <td>2(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2(2) 地籍調査</td> </tr> </table>	防災に関する調査研究の推進	市町村	2(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2(2) 地籍調査	<p>対策の追加 (地震災害対策編との整合)</p>
防災に関する調査研究の推進	市町村	2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備							
防災に関する調査研究の推進	市町村	2(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2(2) 地籍調査							

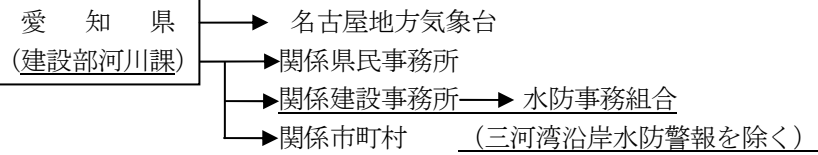
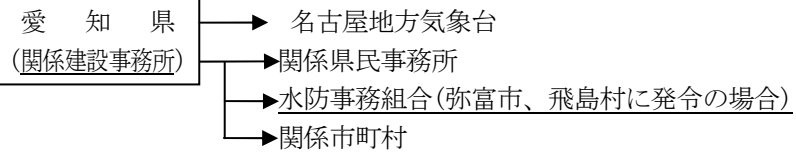
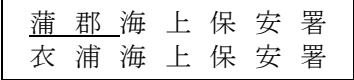
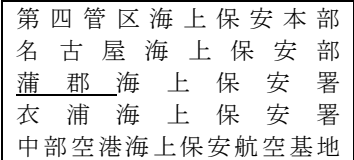
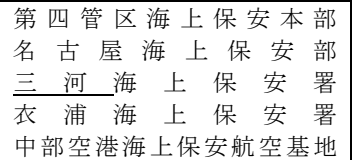
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由								
80	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="190 1066 1025 1401"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) 	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</u></p> <p>市町村においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>(2) <u>地籍調査</u></p> <p><u>市町村は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</u></p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県（防災局）における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1057 1066 1888 1401"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) 	<p>対策の追加 (地震災害対策編との整合)</p> <p>用語の整理</p>
設置区分	設置基準										
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) 										
設置区分	設置基準										
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報) 										

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由												
81	<p>(3) 災害情報センターの立ち上げ</p> <p>本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p> <p>災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。</p> <p>なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="190 718 1025 1177"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき </td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき 	第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき 	<p>(3) 災害情報センターの立ち上げ</p> <p>本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p> <p>災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。</p> <p>なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。</p> <p><u>また、方面本部には災害対策センターを設置する。</u></p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1055 718 1890 1177"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> </td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・<u>警戒宣言が発せられたとき</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> 	第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・<u>警戒宣言が発せられたとき</u> 	<p>説明の追加</p> <p>非常配備体制の見直し</p>
区分	参集基準														
第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき 														
第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき 														
区分	参集基準														
第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> 														
第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・<u>警戒宣言が発せられたとき</u> 														

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
96	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 第 1 節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 イ 知事の発表する水防警報 ・伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸水防警報</p>  <pre> graph LR A[愛知県 (建設部河川課)] --> B[名古屋地方気象台] A --> C[関係県民事務所] A --> D[関係建設事務所] D --> E[水防事務組合] A --> F[関係市町村] F --- G["(三河湾沿岸水防警報を除く)"] </pre>	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報 第 1 節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 イ 知事の発表する水防警報 ・愛知県沿岸水防警報</p>  <pre> graph LR A[愛知県 (関係建設事務所)] --> B[名古屋地方気象台] A --> C[関係県民事務所] A --> D[水防事務組合] D --- E["(弥富市、飛島村に発令の場合)"] A --> F[関係市町村] </pre>	<p>名称変更</p> <p>伝達系統の変更</p>
98	<p>(5) 火災気象通報の伝達系統 (図略)</p> <p>(6) 火災系統の伝達系統 (図略)</p>	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統 (図は最終頁に掲載)</p> <p>(6) 火災気象通報の伝達系統 (図略)</p> <p>(7) 火災系統の伝達系統 (図略)</p>	<p>追加</p>
100	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達 6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合</p>  <pre> border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; 蒲 郡 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 </pre> <p>(2) 海上災害の場合</p>  <pre> border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 蒲 郡 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 中部空港海上保安航空基地 </pre>	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達 6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合</p>  <pre> border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; 三 河 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 </pre> <p>(2) 海上災害の場合</p>  <pre> border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三 河 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 中部空港海上保安航空基地 </pre>	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由																
101	<p>8 報告の方法</p> <p>(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、(略)</p> <p>(3) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、(略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>8 報告の方法</p> <p>(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p>	重複記載の削除																
106	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p>	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p><u>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。</u></p>	対応の明確化																
108	<p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	<p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	防衛省防災業務計画との整合
項目	内容																		
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。																		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。																		
項目	内容																		
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。																		
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成21年6月修正）	改正案	改正理由
111	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、(中略)、特定非営利法人NPO愛知ネット</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、(中略)、特定非営利法人NPO愛知ネット、<u>社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</u></p>	協定締結団体の追加
115	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>◆附属資料第15-27「愛知県内広域消防相互応援協定」</p> <p>◆附属資料第15-28「愛知県消防広域応援基本計画」</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>◆附属資料第5-2「<u>救助用資機材</u>」</p> <p>◆附属資料第10-3「<u>感染症指定医療機関</u>」</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>市町村は</u>、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>◆附属資料第5-2「<u>救助用資機材</u>」</p> <p>◆附属資料第15-27「愛知県内広域消防相互応援協定」</p> <p>◆附属資料第15-28「愛知県消防広域応援基本計画」</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>実施主体の明記</p> <p>掲載場所の整理</p> <p>掲載場所の整理</p>
120	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第1節 医療救護</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第1節 医療救護</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</u></p> <p>(9) (略)</p>	対策の明確化

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
121	<p><u>7 医療救護班の編成・派遣等</u> （略）</p> <p><u>8 救急搬送の実施</u> （略）</p>	<p><u>7 その他の医療救護関係機関における措置</u> 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。 ◆附属資料第 15-76 「災害時の医療救護に関する協定書（県対県薬剤師会）」 ◆附属資料第 15-77 「災害時の歯科医療救護に関する協定（県対県歯科医師会）」 ◆附属資料第 15 「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」</p> <p><u>8 医療救護班の編成・派遣等</u> （略）</p> <p><u>9 救急搬送の実施</u> （略）</p>	<p>項目の整理</p> <p>掲載場所の整理</p> <p>協定の新規締結</p>
122	<p><u>9 医薬品その他衛生材料の確保</u> （略）</p> <p>◆附属資料第 15-76 「災害時の医療救護に関する協定書（県対県薬剤師会）」 ◆附属資料第 15-77 「災害時の歯科医療救護に関する協定（県対県歯科医師会）」</p> <p><u>10 血液製剤の確保</u> （略）</p> <p><u>11 医薬品等の適正使用に関する活動</u> （略）</p>	<p><u>10 医薬品その他衛生材料の確保</u> （略） （削除） （削除）</p> <p><u>11 血液製剤の確保</u> （略）</p> <p><u>12 医薬品等の適正使用に関する活動</u> （略）</p>	<p>掲載場所の整理</p>
123	<p><u>12 災害救助法の適用</u> （略）</p>	<p><u>13 災害救助法の適用</u> （略）</p>	
125	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p><u>9 応援協力関係</u></p> <p>(2) 市町村は、自ら<u>防疫活動の実施</u>が困難な場合、他市町村又は県へ<u>防疫活動の実施</u>又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する<u>防疫活動</u>につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。</p>	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p><u>9 応援協力関係</u></p> <p>(2) 市町村は、自ら<u>防疫・保健活動の実施</u>が困難な場合、他市町村又は県へ<u>防疫・保健活動の実施</u>又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する<u>防疫・保健活動</u>につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。</p>	<p>用語の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成21年6月修正）	改正案	改正理由
131	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、<u>路側放送等</u>を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p>	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、<u>道路情報提供システム等</u>を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</p>	対策の整理
133	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p>パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、<u>負傷者の応急手当</u>、<u>車載拡声器による情報提供</u>などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。</p>	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供</p> <p>パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、<u>車載拡声器による情報提供</u>などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。</p>	対策の整理
138	<p>第8章 水害防除対策</p> <p>第2節 防災営農</p> <p>(農作物に対する応急措置)</p> <p>2 県（農林水産部）、市町村及び<u>農業共同組合</u>における措置</p> <p>(2) <u>種子</u>の確保</p> <p>ア 稲</p> <p>県は、愛知県米麦振興協会等において種子粉の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粉を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粉を確保する。</p>	<p>第8章 水害防除対策</p> <p>第2節 防災営農</p> <p>(農作物に対する応急措置)</p> <p>2 県（農林水産部）、市町村及び<u>農業協同組合</u>における措置</p> <p>(2) <u>種子粉</u>の確保</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>県は、愛知県米麦振興協会等において種子粉の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粉を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粉を確保する。</p>	誤記
139	<p>イ 野菜</p> <p>県は、<u>農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、愛知県種苗協同組合等において保管している野菜種子を農業協同組合等へ優先的に売却するよう依頼し、野菜種子の確保を図る。</u></p> <p>(3) 病虫害の防除</p> <p>ウ 防除器具の確保</p> <p>県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、<u>国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具の確保を図る。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 病虫害の防除</p> <p>ウ 防除器具の確保</p> <p>県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、<u>国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。</u></p>	農林水産省の対策要綱との整合
			表現の整理

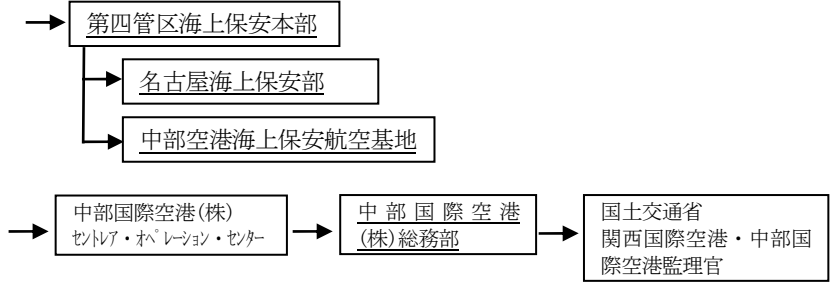
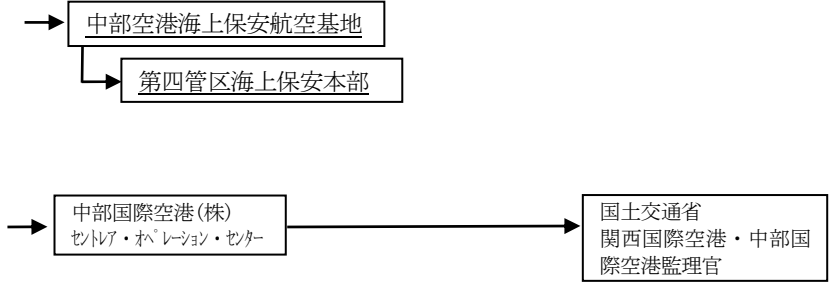
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
158	<p>(4) 凍霜害防除 県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。 市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。 なお、注意喚起期間は原則として毎年<u>4月1日から5月10日まで</u>とする。</p> <p>第12章 遺体の取扱い 第3節 遺体の埋火葬 2 市町村における措置 (1) (略) ア 身元不明の<u>死体</u>については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ 被災地域以外に漂着した<u>死体等</u>のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</p>	<p>(4) 凍霜害防除 県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。 市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。 なお、注意喚起期間は原則として毎年<u>3月10日から5月31日まで</u>とする。</p> <p>第12章 遺体の取扱い 第3節 遺体の埋火葬 2 市町村における措置 (1) (略) ア 身元不明の<u>遺体</u>については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ 被災地域以外に漂着した<u>遺体</u>のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。 ※次の6章の該当箇所についても同様に修正する。</p> <p>第15章 海上災害対策 11 応援協力関係 (6) (178頁) 第16章 航空災害対策 第3節 2 市町村における措置(4) (188頁) 第17章 鉄道災害対策 4 地元市町村における措置(4) (195頁) 第18章 道路災害対策 4 地元市町村における措置(4) (200頁) 第23章 大規模な火事災害対策 1 地元市町村における措置(7) (225頁) 第24章 林野火災対策 1 地元市町村における措置(7) (230頁)</p>	<p>期間の変更</p> <p>用語の整理</p>
161	<p>第13章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 1 道路管理者（市町村、県（建設部）、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、<u>関係機関と密接な情報交換を行う。</u></p>	<p>第13章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 1 道路管理者（市町村、県（建設部）、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、<u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
167	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>社団法人日本エルピーガス連合会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	<p>第 14 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>社団法人エルピーガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	名称変更						
171	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県</td> <td>6(4) <u>伊勢湾流出油災害対策協議会</u>の総合調整本部との連携</td> </tr> </table>	海上災害対策	県	6(4) <u>伊勢湾流出油災害対策協議会</u> の総合調整本部との連携	<p>第 15 章 海上災害対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>海上災害対策</td> <td>県</td> <td>6(4) <u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u>の総合調整本部等との連携</td> </tr> </table>	海上災害対策	県	6(4) <u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u> の総合調整本部等との連携	名古屋港排出油等防除協議会との連携を追加
海上災害対策	県	6(4) <u>伊勢湾流出油災害対策協議会</u> の総合調整本部との連携							
海上災害対策	県	6(4) <u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u> の総合調整本部等との連携							
175	<p>6 県（農林水産部、防災局）における措置</p> <p>(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部との連携</p> <p>防除活動の実施に際し、伊勢湾流出油等災害対策協議会（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合は、<u>同本部と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。</u></p>	<p>6 県（農林水産部、<u>建設部</u>、防災局）における措置</p> <p>(4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携</p> <p>防除活動の実施に際し、伊勢湾流出油等災害対策協議会（第四管区海上保安本部が事務局）に総合調整本部が設置された場合や、<u>名古屋港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。</u></p>	記載漏れ						
177	<p>10 情報の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <table border="1"> <tr> <td>伊勢湾流出油災害対策協議会</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中部運輸局 交通環境部情報・防災課</td> </tr> </table>	伊勢湾流出油災害対策協議会	中部運輸局 交通環境部情報・防災課	<p>10 情報の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <table border="1"> <tr> <td>伊勢湾流出油等災害対策協議会等</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中部運輸局 総務部総務課</td> </tr> </table>	伊勢湾流出油等災害対策協議会等	中部運輸局 総務部総務課	名古屋港排出油等防除協議会との連携を追加 組織変更		
伊勢湾流出油災害対策協議会									
中部運輸局 交通環境部情報・防災課									
伊勢湾流出油等災害対策協議会等									
中部運輸局 総務部総務課									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
<p>183</p> <p>184</p>	<p>11 応援協力体制</p> <p>(3) 名古屋海上保安部、中部地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。</p> <p>第 16 章 航空災害対策</p> <p>第 1 節 中部国際空港</p> <p>3 情報の伝達系統（中部国際空港）</p> <p>(1) 空港内で航空機事故が発生した場合</p> <p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合</p> <p>(図中)</p> 	<p>11 応援協力体制</p> <p>(3) 第四管区海上保安本部、中部地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。</p> <p>第 16 章 航空災害対策</p> <p>第 1 節 中部国際空港</p> <p>3 情報の伝達系統（中部国際空港）</p> <p>(1) 空港内で航空機事故が発生した場合</p> <p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合</p> <p>(図中)</p> 	<p>誤記</p> <p>伝達系統の変更</p> <p>伝達系統の変更</p>						
<p>192</p>	<p>第 17 章 鉄道災害対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 1077 1019 1157"> <tr> <td>鉄道災害対策</td> <td>鉄道事業者</td> <td>1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡</td> </tr> </table>	鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡	<p>第 17 章 鉄道災害対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 1077 1883 1157"> <tr> <td>鉄道災害対策</td> <td>鉄道事業者</td> <td>1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡</td> </tr> </table>	鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡	<p>計画本文との整合</p>
鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡							
鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡							
<p>193</p>	<p>鉄道災害対策</p> <p>1 鉄道事業者における措置</p> <p>(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡</p>	<p>鉄道災害対策</p> <p>1 鉄道事業者における措置</p> <p>(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡</p>	<p>計画本文との整合</p>						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
199	<p>第 18 章 道路災害対策 道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第 7 章「<u>警備・交通規制</u>・緊急輸送対策」参照）。</p>	<p>第 18 章 道路災害対策 道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第 7 章「<u>地域安全・交通</u>・緊急輸送対策」参照）。</p>	誤記
220	<p>第 22 章 火薬類災害対策 第 1 節 火薬類関係施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(4) 救出救助・避難誘導</p>	<p>第 22 章 火薬類災害対策 第 1 節 火薬類関係施設</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(4) 救出救助</p>	計画本文との整合
230	<p>第 24 章 林野火災対策 林野火災対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター<u>応援</u>協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第 42 章「防災ヘリコプターの活用」参照）。</p>	<p>第 24 章 林野火災対策 林野火災対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター<u>支援</u>協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第 5 章第 3 節「防災ヘリコプターの活用」参照）。</p>	誤記

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）		改正案		改正理由										
239	第 26 章 住宅対策 ■ 主な機関の応急対策		第 26 章 住宅対策 ■ 主な機関の応急対策		用語・対策の整理										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 ○被災住宅の調査 \longrightarrow 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事後	県		○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略）	市町村	○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 ○被災住宅の調査 \longrightarrow 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《応急仮設住宅の建設》</u> ○応援協力の要請 </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《被災宅地の調査》</u> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 <u>○入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事後	県	<u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《応急仮設住宅の建設》</u> ○応援協力の要請	市町村	<u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《被災宅地の調査》</u> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 <u>○入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施
機関名	事後														
県	○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略）														
市町村	○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 ○被災住宅の調査 \longrightarrow 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施														
機関名	事後														
県	<u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《応急仮設住宅の建設》</u> ○応援協力の要請														
市町村	<u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 （略） <u>《被災宅地の調査》</u> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 <u>○入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施														
239	■ 主な機関の措置		■ 主な機関の措置		用語の修正										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定</th> <th>県</th> <td> 1(1) <u>応急危険度判定実施本部</u>の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援 </td> </tr> <tr> <th>市町村</th> <td> 2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u>の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u>の実施 </td> </tr> </thead> </table>	第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定	県	1(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援		市町村	2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u> の実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定</th> <th>県</th> <td> 1(1) <u>被災宅地危険度判定支援本部</u>の設置 1(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u>の支援 </td> </tr> <tr> <th>市町村</th> <td> 2(1) <u>被災宅地危険度判定実施本部</u>の設置 2(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u>の実施 </td> </tr> </thead> </table>	第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定	県	1(1) <u>被災宅地危険度判定支援本部</u> の設置 1(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u> の支援	市町村	2(1) <u>被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u> の実施		
第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定	県		1(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 1(2) 応急危険度判定活動の支援												
	市町村	2(1) <u>応急危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>応急危険度判定活動</u> の実施													
第 1 節 被災宅地の応 急危険度判定	県	1(1) <u>被災宅地危険度判定支援本部</u> の設置 1(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u> の支援													
	市町村	2(1) <u>被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 2(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u> の実施													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
240	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 252 394 405">第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去</td> <td data-bbox="394 252 501 405">市町村</td> <td data-bbox="501 252 1012 405">1(1) 被災住宅の調査</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市町村	1(1) 被災住宅の調査	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1057 252 1258 405">第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去</td> <td data-bbox="1258 252 1366 405">市町村</td> <td data-bbox="1366 252 1877 405">1(1) 被災宅地の調査</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市町村	1(1) 被災宅地の調査	用語の修正
第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市町村	1(1) 被災住宅の調査							
第 3 節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市町村	1(1) 被災宅地の調査							
240	<p>第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) <u>応急危険度判定支援本部</u>の設置 実施要綱等に基づき、市町村の<u>応急危険度判定</u>の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う<u>応急危険度判定支援本部</u>（以下「支援本部」という。）を設置する。 支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p>(2) <u>応急危険度判定活動</u>の支援 <u>実施本部</u>は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>応急危険度判定実施本部</u>の設置 各市町村の区域で<u>応急危険度判定</u>を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村<u>応急危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。 <u>実施本部</u>は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>応急危険度判定支援本部</u>へ支援要請を行う。</p> <p>(2) <u>応急危険度判定活動</u>の実施 <u>実施本部</u>は、判定士、資機材等の確保をし、<u>応急危険度判定活動</u>を実施する。</p>	<p>第 1 節 被災宅地の応急危険度判定</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) <u>被災宅地危険度判定支援本部</u>の設置 実施要綱等に基づき、市町村の<u>被災宅地危険度判定</u>の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う<u>被災宅地危険度判定支援本部</u>（以下「支援本部」という。）を設置する。 支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p>(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u>の支援 <u>支援本部</u>は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>被災宅地危険度判定実施本部</u>の設置 各市町村の区域で<u>被災宅地危険度判定</u>を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村<u>被災宅地危険度判定実施本部</u>（以下「実施本部」という。）を設置する。 <u>実施本部</u>は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>支援本部</u>へ支援要請を行う。</p> <p>(2) <u>被災宅地危険度判定活動</u>の実施 <u>実施本部</u>は、判定士、資機材等の確保をし、<u>被災宅地危険度判定活動</u>を実施する。</p> <p>◆附属資料第 15-〇「被災宅地危険度判定実施要領」</p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p> <p>追加</p>						

風水害等災害対策計画

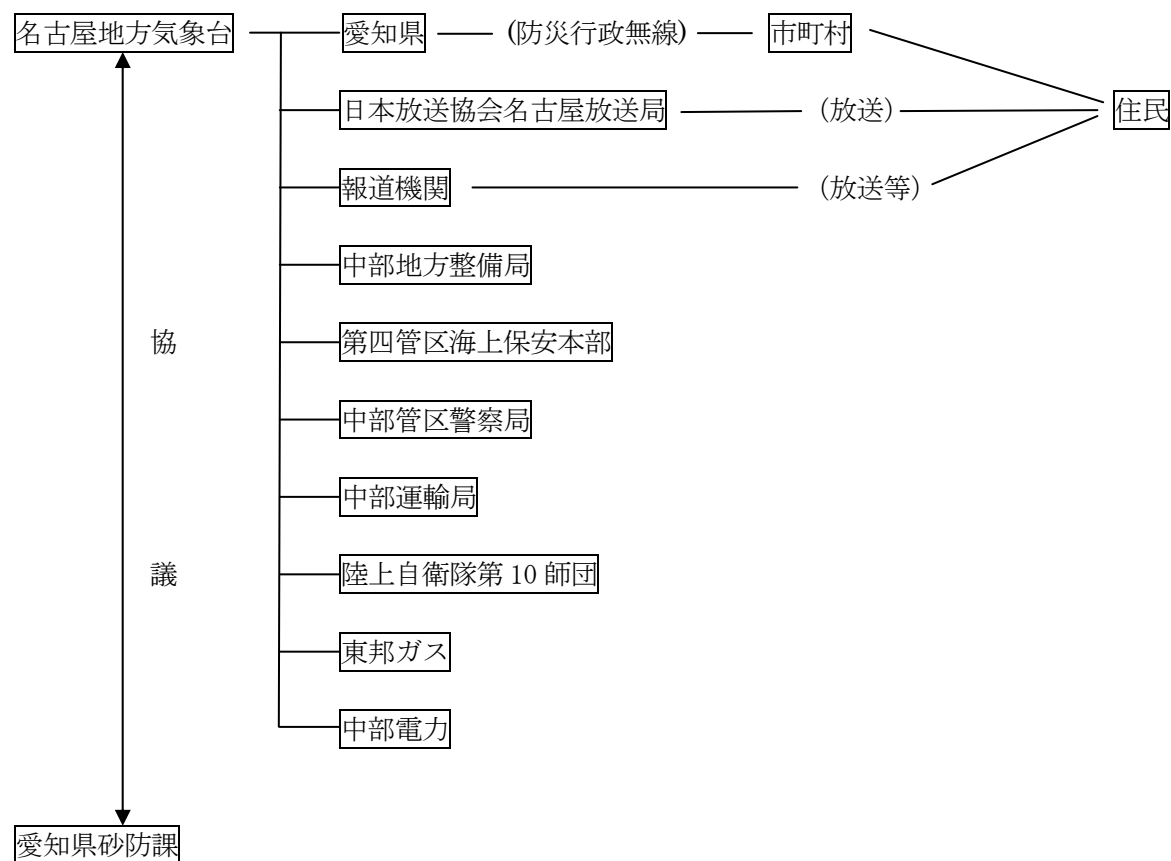
頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
242	<p>第 3 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>2 県（建設部・防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建設技術研究会に協力を要請する。</p>	<p>第 3 節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>2 県（建設部・防災局）における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建設技術研究会、<u>尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合</u>に協力を要請する。</p>	協定締結団体の追加
245	<p>第 27 章 文教災害対策</p> <p>第 2 節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合</p> <p>授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市町村と協議を行い、<u>早期授業の再開を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 27 章 文教災害対策</p> <p>第 2 節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合</p> <p>授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町村と協議を行い、<u>授業の早期再開を図る。</u></p> <p>(略)</p>	表現の整理
247	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にあるため、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p>	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊している極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p>	表現の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
247	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給</td> </tr> </table>	第1節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給</td> </tr> </table>	第1節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給	対策の整理
第1節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給							
第1節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給							
248	<p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（出納事務局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 義援金品の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円以内で災害援護資金の貸付けを行う。 (費用負担:国 2/3、県 1/3) (略)</p>	<p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（出納事務局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 義援金の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸し付けを行う。(費用負担：2/3、県 1/3) (略)</p>	対策の整理						
249	<p>7 災害生業資金の貸付 (略)</p> <p>8 農林漁業災害資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。</p> <p>9 中小企業復興資金 (略)</p> <p>10 住宅復興資金 (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>7 農林漁業災害資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</p> <p>8 中小企業復興資金 (略)</p> <p>9 住宅復興資金 (略)</p>	項目の整理						
			制度の変更						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
249 255	<p><u>11</u> 激甚災害特別貸付金 （略）</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定</p> <p><u>3</u> 激甚災害に係る財政援助措置 （4）その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設事業</u>に対する補助の特例</p>	<p><u>10</u> 激甚災害特別貸付金 （略）</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定</p> <p><u>3</u> 激甚災害に係る財政援助措置 （4）その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設等事業</u>に対する補助の特例</p>	<p>誤記</p>



(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。